

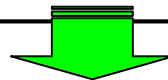
金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

現状

- 現行法上、当局は、一部の金融商品取引業者(証券会社)について、破産手続開始の申立てが可能。
- 証券会社以外の金融商品取引業者(第二種金融商品取引業者や投資運用業者等)については、当局が破産手続開始の申立てをすることができない。

背景

- ファンドの販売業者(第二種金融商品取引業者)や運用業者(投資運用業者)において、投資者から出資を受けた資金を流用する等の詐欺的な事案が発生。
 - 当該業者に対し業務停止等の行政処分を行った場合も、ファンド財産が業者の管理下にあることから、
 - ① 更なる資金流出が起こるおそれ
 - ② ファンド財産の処分が進まず、出資者等への資金返還が速やかに行われないケースも
- ⇒ 破産手続開始の決定により、裁判所の監督の下、ファンド財産を破産管財人の管理下に置くことが有効であるが、現行制度上は、破産手続開始の申立てが自己・債権者に限られ、当局は自己破産の懲罰等の対応しかできない。



対応

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能
な範囲を一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大。